

2024年12月11日

各位

会社名	株式会社BCJ-88
代表者名	代表取締役 杉本 勇次

**富士ソフト株式会社（証券コード：9749）からの情報廃棄要請
と当社の対応に関するお知らせ**

Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）が議決権の全てを間接的に所有する株式会社BCJ-88（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年10月11日付で、富士ソフト株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始予定について公表をしておりましたが、対象者の取締役会が同年11月15日付で本公開買付けに反対の意見表明をする旨を決定したことに伴い、同日付で対象者の取締役会及び特別委員会からベインキャピタルがこれまで受領した対象者の秘密情報の廃棄を要請されております（以下、対象者からの秘密情報の廃棄の要請を「秘密情報廃棄要請」といいます。）。

しかしながら、本日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（以下、同プレスリリースにおいて公表した本公開買付けの条件等の変更を「本買付条件等変更」といいます。）において別途お知らせしたとおり、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格を9,600円まで引き上げることを決定しており、対象者の株主の皆様のためにも、引き続き、本公開買付けを実施する予定です。

公開買付者としては、本公開買付けを滞りなく開始するためには対象者の秘密情報を用いることが有用であり、対象者の株主の皆様のためにも、引き続き、対象者の秘密情報へのアクセスを認めていただきたいと考えておりますので、下記のとおり、秘密情報廃棄要請に対する公開買付者の考え及び対象者への伝達内容をお知らせいたします。

記

1. 秘密情報破棄要請の経緯

対象者の取締役会は、公開買付者が2024年10月11日付で公表した本公開買付けにおける買付け等の価格が、その時点でFK株式会社（以下「FK」といいます。）の公開買付けにおける買付け等の価格を上回っていたにもかかわらず、FKの公開買付けに対して表明した意見を維持し、その後、1か月を超える期間が経過した後、対象者は、FKによる第2回公開買付けにおける買付け等の価格が公表されると同時に、2024年11月15日付「FK株式会社による当社株券等に対する第2回公開買付け及び株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明の決議についてのお知らせ」にて、対象者の取締役会が、

本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議した旨を公表いたしました。また、かかる2024年11月15日付の対象者のプレスリリースに添付された対象者の特別委員会による追加意見書（以下「追加意見書」といいます。）の記載によれば、対象者の特別委員会は、本件の対応に多大な労力を費やしており、対象者の企業価値が毀損される懸念がある状況を速やかに解消するため、ベインキャピタルにさらなる価格の引き上げ交渉を行うべきではない旨を意見し、ベインキャピタルと対象者との間で締結された秘密保持契約に基づき、ベインキャピタルに開示した一切の秘密情報の破棄をベインキャピタルに請求するべき旨を意見するとされています。公開買付者としては、今般の秘密情報破棄要請は、かかる対象者の特別委員会の追加意見書を踏まえてなされたものと理解しております。

2. 公開買付者の考え及び対象者への伝達内容

公開買付者としては、本公開買付けを滞りなく開始するためには対象者の秘密情報を用いることが有用であり、対象者の株主の皆様の利益のためにも、引き続き、対象者の秘密情報へのアクセスを認めていただきたいと考えております。

経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針」では、取締役会が買収者との交渉を行う際に、取引条件の改善により、株主にとってできる限り有利な取引条件で買収が行われることを目指して、真摯に交渉すべきであるとされています。

そして、公開買付者が対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付けに係る対象者株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を提示した2024年10月11日からF Kが対象者に対して本買付条件等変更前の本公開買付価格を超える買付け等の価格を提示した同年11月15日までに1か月超の期間があったにもかかわらず、対象者は、公開買付者に対しては買付け等の価格の見直しのための機会を一切与えることなくF Kによる当該価格の提示と同日に反対意見を表明したばかりか、買付け等の価格を引き上げるべきではないとするとともに、本公開買付けの条件の検討に用いる秘密情報の廃棄を求めており、公開買付者による本公開買付けの条件の検討を阻害し、公開買付者による本公開買付けの実施を断念させることを目的として秘密情報廃棄要請を行っていると考えざるを得ず、上場会社の取締役・取締役会として、株主の利益の確保を軽視した、不適切な対応であると評価されても致し方ないものであるように思われます。元々公開買付者はF Kよりも高い買付け等の価格を提示していたのであるから、対象者としても、公開買付者に対して買付け等の価格の見直しの機会を与えれば、公開買付者からより高い価格が提案される可能性があることは十分に認識していたはずであり、株主にとってできる限り有利な取引条件で買収が行われることを目指して、真摯に交渉したとは到底評価できないと判断される可能性が高いと考えています。

なお、追加意見書によれば、公開買付者による検討及び本公開買付けの実施を断念させることが、対象者の企業価値の向上に資すると考えられていると読み取れますが、F Kは対象者を非公開化することを目的としており、対象者の株主の皆様としては、非公開化後の対象者の企業価値の向上による恩恵を受けることはないことから、公開買付けにおける買付け等の価格が最も重要な要素であると考えられ、より高い価格での対象者株式の売却機会が提供される蓋然性がある中で、企業価値の向上を理由に本公開買付けの条件の検討を断念させることは対象者の株主の皆様の利益に資するものであると考えることは困難です。

したがって、公開買付者は、本日、対象者に対して、対象者の株主の皆様のために引き続き当社の提案について真摯に検討すること、及び本公開買付けを滞りなく開始するために対象者の秘密情報へのアクセスを認めていただくことを要請しております。また、対象者からの秘密情報廃棄要請に伴って中断となった対象者の不動産に対する内見についても、対象者の株主の皆様に対するさらに魅力的な提案を検討するためにも再開いただくよう、対象者に対して要請しております。

以上

【ディスクレマー】

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的

に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。